

いわき新舞子ハイツヘルスプール 利用規則

1. 利用方式

- (1) 企業会員はチケット方式とします。
- (2) ペア会員・個人会員・平日会員については会員証方式とします。
- (3) ビジターは利用券を購入していただきます。

2. 会員証等

会員には会員証を交付します。会員が当施設を利用するときは、これを提示してください。(企業会員はチケット方式となりますので、チケットをお渡しください。)会員資格の喪失時は会員証を返還していただきます。また、会員証は他の者に貸与することはできません。

3. 会費・ビジター料金

会費およびビジター料金は別紙「利用料金のご案内」のとおりとなります。

4. 利用資格

本規則を承諾した方はどなたでもご利用できます。なお、中学生以下の方はプールのみ利用とさせていただきます。また、3歳未満の方はご利用できません。

5. 利用の禁止

次のいずれかに該当する方はご利用できません。

- (1) 暴力団並びにその関係者である方。
- (2) 入れ墨、タトゥーのある方。
- (3) 医師から運動を止められている方。
- (4) 伝染性疫病にかかっている方。
- (5) 皮膚病にかかっている方。
- (6) 酒気を帯びている方。
- (7) 刃物等危険物をお持ちの方。
- (8) その他、施設が不適当と認められた方。

6. 利用範囲

施設内のトレーニング施設、プール施設等、全施設のご利用ができます。ただし、中学生以下の方についてはトレーニング施設・サウナ施設はご利用できません。

7. 営業時間および定休日等

- (1) 営業時間 午前10時から午後9時まで
(最終受付午後8時まで)
- (2) 定休日 毎月第2月曜日(休日の場合は翌日)
上記以外に施設の設備点検のため臨時休業することがあります。

8. トレーニングウェア等

プールをご利用の場合は必ずスイミングキャップを着用してください。また、トレーニング施設をご利用の場合は必ずトレーニングウェア、トレーニングシューズを着用してください。なお、当施設の指定はございませんが、外履きシューズの使用は固くお断りします。

9. 会費の支払い

入会申し込み時に2ヶ月分の会費を現金にてお支払いいただきます。それ以降の会費は原則として銀行口座振替となります。なお、月会費は会員が当施設の会員資格を有する限り、現実に当施設を利用しない場合でも支払い義務が発生します。

10. 会員の退会

会員は自己都合により途中退会することができます。毎月10日までに当施設へ申し出て、必要書類に記入・捺印し提出後、月末を以って退会となります。毎月11日以降の届出は翌月末を以って退会となり、翌月分の会費までお支払いいただきます。なお、退会後でも未払金がある場合はお支払いいただきます。また、年間一括支払いをされた会員が自己都合に

より中途退会を申し出た場合、納入された会費の返還はいたしません。

11. 会員資格の停止および除名

当施設は会員が次のいずれかに該当すると認められた場合は会員資格の停止または除名をすることができるものとします。

- (1) 納期限までに会費、その他の支払いをしなかったとき。
(除名以前の会費、その他支払いは全て納入していただきます。)
- (2) 月会費を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- (4) 本規則、その他当施設の定める規則および指導員の指示に違反したとき。
- (5) その他、会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。

12. 会員資格の喪失

会員は次の場合、その資格を喪失します。

- (1) 退会の届出が受理されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

13. 会員資格の譲渡および名義変更

会費の年間一括支払いをされた会員は自己都合により会員資格を譲渡することができます。毎月10日までに当施設へ申し出て、必要書類に記入・捺印し提出後、月末を以って譲渡完了となります。毎月11日以降の届出は翌月末を以って譲渡完了となります。会員資格の期間は前会員資格者の有効期間満了の日までとします。

14. 会員の届出事項

氏名、住所、電話番号、銀行口座等、入会書類の記載事項に変更があった場合には速やかに当施設へ申し出てください。申し出がないために当施設からの通知等が延着または到着せず、会員に不利益が生じた場合の責任は負いかねます。

15. 盗難および事故

当施設は施設の利用中に生じた盗難、人身事故、その他の事故について、当施設の帰すべき事由がない限り責任を負いません。利用者同士の当施設内外でのトラブルについても同様とします。

16. 損害賠償責任

当施設の利用中、利用者に責任のある事由により当施設または第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

17. 施設の廃止および利用制限

天災地変、法令の改廃、行政指導、その他施設にとってやむを得ない事由が発生した場合、施設の廃止またはその利用を制限することができるものとします。

また、当施設が主催する特別行事または当施設が認めた行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用を制限することができるものとします。この場合、会員に対する補償はいたしません。

18. 細則

本規則に定めのない事項は当施設がこれを定めます。

19. 改正

本規則は経済情勢の変動または施設の経営上必要のある場合に改正します。

20. 附則

本規則は平成27年4月19日より施行します。